

# にしけん安全衛生協力会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会はにしけん協栄会と称す。(以下協力会と言う)
- 第2条 本会の事務局を株式会社にしけん:明石市大久保町大窪2204番地の3に置く。(以下会社と言う)
- 第3条 本会は会社の指名協力会社を以って組織する。
- 第4条 本会に新しく入会するには会社の推薦を受け、理事会の承諾を受けること。
- 第5条 本会は会社と協力し、会員相互に緊密な関係を保ち、会社の作業所内において、安全管理の推進を図り、災害及び火災等すべての事故発生を防止することを目的とする。
- 第6条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 労働安全衛生法、その他の安全衛生に関する法令、規則、規定の調査研究。
  - (2) 会社作業所内における会社安全管理の積極的な協力及び会員従業員の安全作業管理。
  - (3) 集団健康診断の実施(協力業者共、1名につき@2,000.-)
  - (4) 会員及び準会員は、協栄会と合同で作業所パトロールを実施する。
  - (5) 会員並びに会社幹事に公私傷病及び慶弔事のあった場合は、理事会に計り、祝い金及び見舞金を贈呈することが出来る。
  - (6) その他本会目的達成に必要な事項。
- 第7条 本会は会社と提携して、会員及びその従業員の労働災害に関する相互援助を行う労働災害互助制度を設ける。

## 第2章 罰則

- 第1条 本会に違反し、又は著しく本会の名誉を毀損する行為があると認められた者は、理事会の決議により除名することがある。

## 第3章 会計

- 第1条 本会の会計は会長の委託を受け、会計幹事が管掌し、会計帳簿を備え付け、その出入を明確しておかなければならない。
- 第2条 本会の経費は、会費を以って運営する。会員を退会又は除名された者の会費は返却しない。

# にしけん協栄会 労働災害互助規定

## (目的)

第1条 この規定は、株式会社にしけん・有限会社にしけん開発企画(以下会社と言う)及び会社の協力会社が労働災害度所規定により(規定による会員を以下会員と言う)互いに協力し、会社と提携して会社の従業員及び会員並びにその従業員の労働災害及び労働災害防止に関する相互援助を行い従業員の福祉向上を図る目的とする。

## (事業主体)

第2条 この規定の運用は、協力会社の母体であるにしけん協栄会(以下協力会と言う)の事業とし、会社の事業場における作業に関する会社はすべて会員として適用される。

## (適用範囲)

第3条 この規定は、会社の事業場において発生した災害であって、労災保険法の適用を受けるもの及び次の各号に該当するものに適用する。

- (1) 会員及び会員に所属する従業員の災害。
- (2) 理事会において、適用することが認められた災害。

## (共同企業体の場合の適用)

第4条 会員が会社を構成員の一つとする共同企業体から受けた場合は、その共同企業体が採用を決定した法定外補償制度を適用する。  
但し、当該共同企業体に法定外補償制度がない場合は、この規定にもとづく互助費を事前に申告し、搬出した場合に限り、この規定を準用する。

## (弔慰金及び見舞金・祝い金の給付)

第5条 次の弔慰金又は見舞金・祝い金(又は、相当の祝いの品)を給付する。

	互助金	見舞金	計
(1) 死亡弔慰金	10万円	1万円	11万円
(2) 労災保険身体障害等級1～4級と認定見舞金	5万円	5千円	55千円
(3) 祝い金(又は、相当の祝いの品) 代表取締役就任時	理事:2万円 会員:1万円		

災害の原因が被災者の故意又は重大な過失による時両罰規定等は、前項の額は理事会の審査のもとづいて、減額又は給付しないことがある。

前項の額は原則として、会社と協力会の連名をもって、受給者に給付する。

代表取締役就任の知らせは、会員から申し出るものとする。

(労 災 互 助 費)

第6条 会員は前条の給付にあてるため、労災互助費を搬出する。

(搬 出 率)

第7条 労災互助費の搬出率は、請求額の3.0/1000とする。

(搬 出 方 法)

第8条 労災互助費の搬出額は、契約締結時に会社が算定し、毎月の工事金支払時に税込支払金より差引いて本会に納入する。

未契約分については、工事金支払時算定し、税込支払金より差引いて本会に納入する。

尚、災害互助費の徴収については、株式会社にしけん・有限会社にしけん開発企画が代行して執り行なう。

(弔慰金、見舞金、協力賛助金)

第9条

- (1) 弔慰金及び見舞金は、第5条による割合で互助会が負担する。
- (2) 弔慰金又は見舞金の支払時に労災互助費の資金が不足するときは、協力会及び会社が折半にて一時立替える。
- (3) 協力会へ賛助金としてその年の搬出金の中から各種講習会、研修会、資格取得、集団健身安全キャンペーン、安全、衛生週間、月間ポスター垂れ幕、各種ラベル、防火対策、保護類の活動費として年30%以内を搬出する。

(特 別 負 担)

第10条 災害の原因が、会員及び従業員の故意又は重大過失にあるときは、その会員から特別負担金を徴収することがある。

(会 計)

第12条 この規定による会計監査は、会長の委属を受けた会計監査が当たる。

会計監事は、会長が会社及び協力会幹事より夫々1名指名するものとする。

(協栄会理事会の編成)

第13条 本会に次の理事を置く。

- |          |       |   |
|----------|-------|---|
| (2) 会長   | 1. 0名 | 野瀬田建設(株):代表取締役 野瀬田 浩和   |
| (3) 副会長  | 1. 0名 | (株)上田タイル:上田 竜士  |
| (4) 会計幹事 | 1. 0名 | (有)信光産業:代表取締役 高尾 勝彦   |
| (5) 会計監査 | 1. 0名 | (株)大村塗装:代表取締役 大村 仁志   |
| (6) 理事   | 3. 0名 | 中岡住建(株):代表取締役 中岡 英則<br>(株)林左官工業:代表取締役 林 賀津樹<br>(株)ムライ:代表取締役 村井 博之 |
| (7) 社内理事 | 1. 0名 | (株)にしけん:取締役常務 正田 仁志   |
| (8) 事務局  | 2. 0名 | (株)にしけん:総務 長濱 珠美<br>(株)にしけん:総務 下村 裕子                              |

(協栄会理事会の定例会)

第14条 協栄会の定例理事会を2か月に1度行う。

理事会要員10名のうち、過半数の出席がある場合は、議決成立に有効な定例会と定める。  
定例会当日のやむを得ない事情により欠席し、過半数割れした場合は、出席の役員に議決権を委任するものとする。

(実施期日および会計年度)

第15条 この規定は平成14年5月1日より実施する。  
尚、会計年度は6月1日より5月31日とする。

(適用)

第16条 労働災害互助規定の適用は災害発生時年度の規定に適用し、第13条の協栄会、委員会の編成委員は、当規定を適用(委員会を開催)する年度の協栄会、委員会がこれに当たる。

(總會および承認)

第17条 会計年度ごとに、總會にて会計報告を行ない、会員の2分の1以上の賛成を持って承認されるものとする。

(改訂)

第18条 規定の変更及び追加は、協栄会理事会の承認を経て、改訂するものとする。

(付則)

第19条 この規定は、令和 6年8月1日に改訂されたものである。